

国立大学法人富山大学寄附講座及び寄附研究部門規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 9 月 25 日改正

平成 23 年 8 月 22 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 9 月 8 日改正

令和元年 9 月 24 日改正

令和 3 年 3 月 30 日改正

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門の実施については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「寄附講座」とは、講座に相当する教育研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

2 この規則において「寄附研究部門」とは、研究部門に相当する研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

3 この規則において「部局」とは、学部、教養教育院、教職実践開発研究科、附置研究所、附属病院、附属図書館、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設及び保健管理センターをいう。

(設置及び運営の原則)

第 3 条 寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものとする。

(名称)

第 4 条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があったときには、寄附者が明らかになるような字句をそれに付することができる。

(設置の申請)

第 5 条 部局の長は、寄附講座等に係る経費の寄附の申込みがあったときは、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に当該寄附講座等の設置を申請するものとする。

(1) 寄附申込書（別記様式第 1）

(2) 寄附講座又は寄附研究部門の概要（別記様式第 2 又は別記様式第 3）

(3) 担当教員予定者の履歴書及び就任承諾書（別記様式第4及び別記様式第5）

2 前項の設置を申請するに当たっては、部局の長は、あらかじめ当該部局の教授会等の意見を聴くものとする。

（設置の決定等）

第6条 学長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該部局があるキャンパスの審議機関（高岡キャンパスにおいては、五福キャンパスの審議機関）の意見を聴いて、当該寄附講座等の設置を決定するものとする。

2 学長は、寄附講座等の設置を決定したときは、その旨を速やかに教育研究評議会に報告するとともに、当該部局の長に通知し、学内に公表するものとする。

（存続期間）

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

（寄附講座等の構成）

第8条 寄附講座等には、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授又は助教に相当する者1人の教員を置くものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）の身分は、国立大学法人富山大学職員就業規則第2条第2項による教育職員とする。

4 寄附講座教員等予定者の選考は、国立大学法人富山大学教員選考基準に準じ、当該教授会等の意見を聴いて、学長が行う。

5 寄附講座教員等には、国立大学法人富山大学客員教授等規則の定めるところにより、「客員教授」、「客員准教授」、「客員講師」、「客員助教」又は「特任教授」を付与することができる。

（寄附講座教員等の職務）

第9条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

（寄附金の受入れ）

第10条 寄附講座等に係る経費の寄附は、当該寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附は、国立大学法人富山大学寄附金取扱規則に定める寄附金として受け入れるものとする。

（発明の取扱い）

第 11 条 寄附講座教員等の発明の取扱いについては、国立大学法人富山大学職務発明規則の定めるところによる。

(報告)

第 12 条 部局の長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果をとりまとめ、学長に報告するものとする。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日前に国立大学法人富山医科薬科大学において、決定された寄附講座及び寄附研究部門の取扱いについては、「国立大学法人富山医科薬科大学寄附講座及び寄附研究部門規程」の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 8 月 22 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。